

旧日本振興銀行の機構代理預金者に対する第3回弁済金支払（最終回）について

平成28年9月23日

預金保険機構

預金保険機構は、日本振興清算株式会社（旧商号：日本振興銀行株式会社）の機構代理預金者（下記1のとおり預金保険機構が手続を代理する預金者をいいます。）の皆様への第3回弁済金の支払（最終回）について、以下のとおり行うこととしました。

1. 概要

預金保険機構は、旧日本振興銀行株式会社の破綻に伴い、同社に対する預金のうち預金保険で保護される範囲を超える部分について、預金者の皆様を代理して弁済金受領等の手続を行っております^(注1)。

（注1）預金等債権の買取り（概算払）をご請求された方及び自ら再生手続に参加する届出をされた方を除きます。なお、概算払をご請求された方については、「旧日本振興銀行の預金等債権の買取りに係る第3回精算払（最終回）について」をご参照ください。

機構代理預金者の皆様に対しましては、預金保険機構が日本振興清算株式会社から弁済金を代理して受領した場合、預金保険機構が弁済金をお支払することとしています（弁済金支払）。

日本振興清算株式会社は、再生計画に基づく最終弁済（弁済率2.95686%）を平成28年9月20日以降、実施しております。これに伴い預金保険機構は、平成28年9月20日に弁済金を代理受領したことから、機構代理預金者の皆様に第3回弁済金支払を行うものです。

2. スケジュール

今後、対象となる皆様には、預金保険機構から速やかに弁済金支払請求の手続に必要な書類を送付します。

預金保険機構は、対象の皆様から弁済金支払請求書等の必要書類の郵送を受けた後、可及的速やかに指定された振込先口座に弁済金額を振り込みます。（振込手数料は預金保険機構が負担します。）

支払期間は平成28年9月26日～28年12月26日までですので、対象の皆様は、その期間内に必要書類を預金保険機構に郵送してください。

3. 留意事項

日本振興清算株式会社の最終弁済は、全ての資産の換価が終了したことに伴うものであり、預金保険機構が皆様に行う今回の弁済金支払（第3回弁済金支払）が最終のお支払となります。

なお、今回、お手続きを行わないで支払期間が過ぎますと、預金保険機構は弁済供託の手続を行うことがあります。その場合、預金者の皆様が弁済金を受け取るには別の手続が必要となります。

（参考）機構代理預金者に対する弁済金支払の状況

	支払期間	支払合計額
第1回弁済金支払	平成24年4月9日 ～24年6月29日	2.9億円（第1回弁済<弁済率39%> の額）
第2回弁済金支払	平成26年10月6日 ～27年1月16日	1.4億円（中間弁済<弁済率19%> の額）
【今回】 第3回弁済金支払 （最終回）	平成28年9月26日 ～28年12月26日	0.2億円（最終弁済<弁済率 2.95686%>の額）

以上